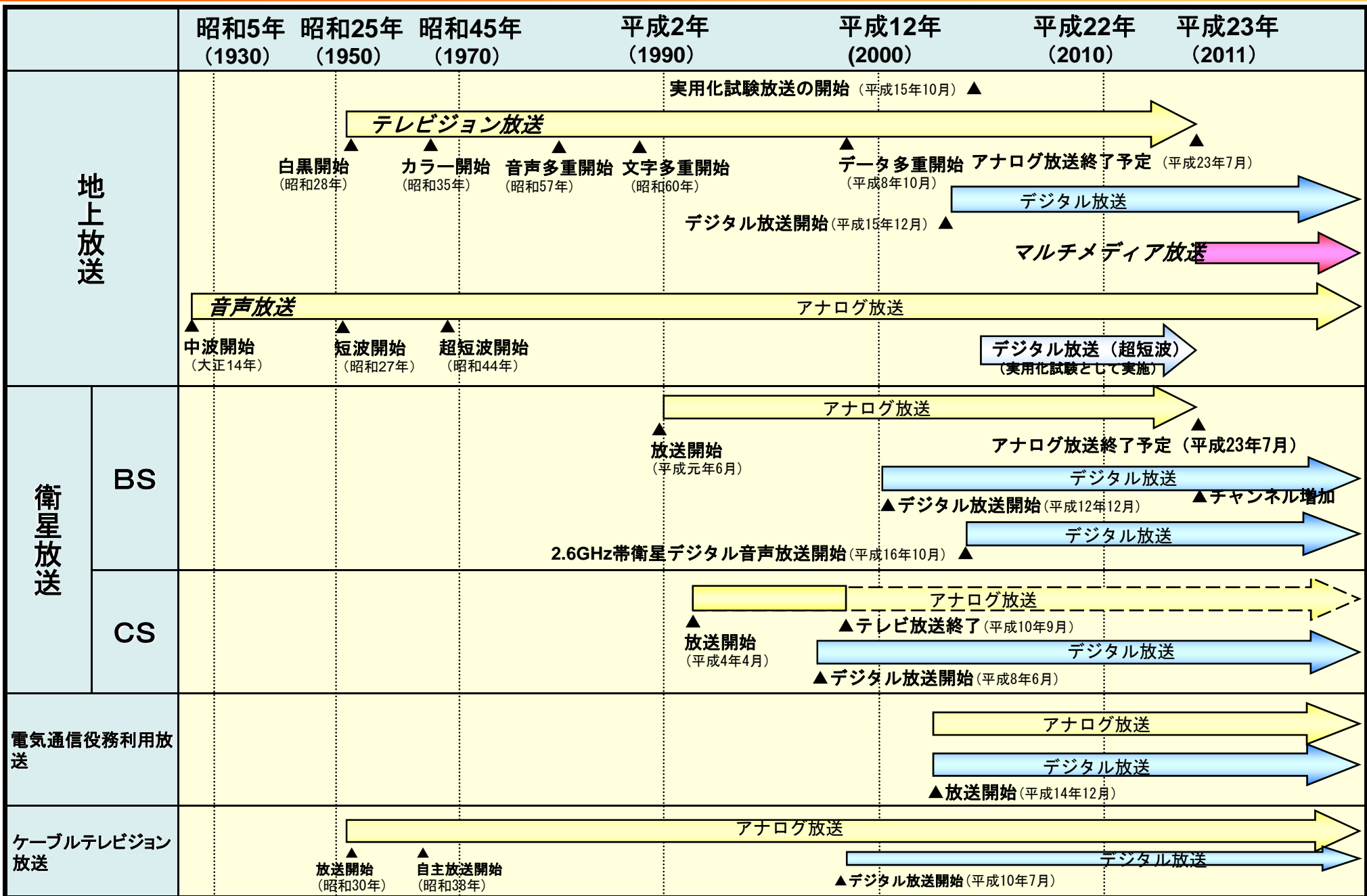


関 連 資 料

(第 1 章関連)	検討の基本的視点	1
(第 2 章関連)	実現する放送	15
(第 3 章関連)	周波数の割当て	22
(第 4 章関連)	制度の在り方	37
(第 5 章関連)	技術方式の在り方	53
(第 6 章関連)	今後のスケジュール	63

(第1章関連) 検討の基本的視点

1-1 放送のデジタル化の状況



1-2 地上テレビジョン放送のデジタル化の状況

1 放送のデジタル化の意義

①新たな周波数資源の創出、②安定した受信サービス、③高品質な映像・音声サービス、④高齢者・障害者に優しいサービスの充実、⑤通信網との連携サービス、等の国民経済的なメリットが大。

2 視聴可能世帯数と今後の課題

平成15年(2003年)12月、三大都市圏(関東・中京・近畿)において放送開始。
平成18年(2006年)12月、全都道府県、全放送局で、地上デジタル放送を開始。
平成19年(2007年)9月、市町村別ロードマップの公表。
平成20年(2008年)3月、全放送事業者の平成23年(2011年)までに整備される中継局のロードマップ更新・公表。

○直接受信: 47都道府県※ 約4,360万世帯 (全世界帯の約93%) (平成20年3月末現在)

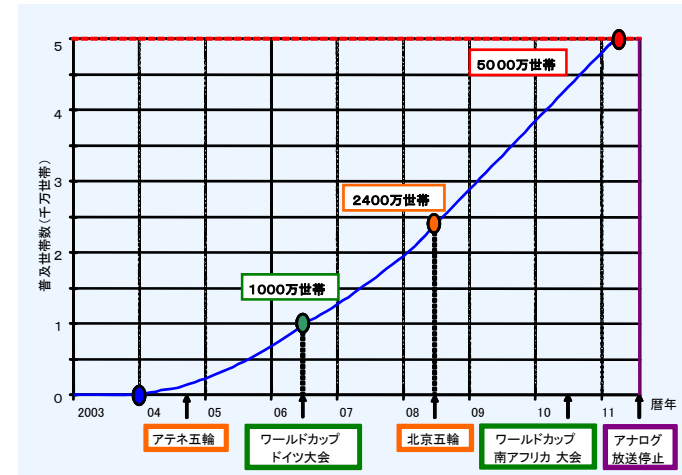
○ケーブルテレビ経由: 約1,980万世帯 (平成19年9月末現在)

○地上デジタル放送受信機台数 約51万台 (開始前) → 約3,370万台
(平成20年3月末現在: JEITA調べ・日本ケーブルラボ調べ)

(参考)ワンセグ対応携帯電話 約2,883万台(平成20年3月末現在 JEITA調べ)

放送事業者によるデジタル中継局の整備計画によれば、受信可能世帯数は、アナログ時の99%を超える見込み。今後、100%の世帯カバー確保が課題。

■地上デジタル放送用受信機の普及目標



VHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

- 「放送」及び「自営通信」により概ね2分の1の周波数幅を使用
- 今後、周波数利用効率の向上等のための技術開発、共同利用型システムとしての構築や無線局設置の最適化等のシステム構築上の工夫、システムの運用上の工夫等により、それぞれの帯域を有効活用
- 周波数配置及びガードバンド(GB)
 - ・ 90-108MHzは、国際分配及び多くの国において音声放送用に使用されていることをも考慮し、「放送」用
 - ・ 170-222MHzは、「自営通信」用と「放送」用、一般の視聴者を対象とする放送システムの端末の方をより小型化できるよう、「放送」を上の方、「自営通信」を下の方に配置
 - ・ 170-222MHzにおける「自営通信」と「放送」の境界領域については、GBとして5MHz幅を想定し、相互の領域における相手からの被干渉電力は環境雑音レベル程度
 - ・ 上記条件下において、それぞれ境界から最大2.5MHz幅まで使用可能

VHF帯(90-108MHz及び170-222MHz)の周波数配置案

現在



2011年7月25日以降



1-4 VHF帯(90~222MHz)における周波数配置

○ 周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号) 抄

第1 総則

- この計画において法第26条第2項第1号に規定する無線局の行う無線通信の様子は、無線通信規則第1条に規定される次の無線業務により表示する。
移動業務(※)
移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務。
放送業務(※)
一般公衆によって直接に受信されることを伝送の目的とする無線通信業務。
この業務は、音響の伝送、テレビジョンの伝送又は他の型式の伝送を含むことができる。
- この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ、同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。

無線局の目的	無線局の範囲
公共業務用	人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること(放送事業用の無線局に該当するものを除く。)
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること(電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。)
一般業務用	以上のいずれにも該当しないものであること

- 無線局が割当てを受けることができる周波数は、第2に規定する周波数割当表に定めるものによる。ただし、超広帯域無線システムの無線局が割当てを受けることができる周波数は、第3に掲げるものとする。

第2 周波数割当表

- 周波数割当表中の各欄の示す内容は以下のとおりとする。
 - 第4欄は、国内分配(各周波数帯において、割当てを受けることができる無線局の行う無線業務)を示す。無線業務に括弧で付加された条件がある場合は、その条件の制限を受けるものとする。なお、周波数帯の上限(数値の大きい方)は当該周波数帯に含まれるが、下限(数値の小さい方)は含まれないこととする。
 - 第5欄は、第4欄に定める無線業務の範囲内において、周波数の割当てを受けることができる無線局の目的を示す。無線局の目的に括弧で付加された条件がある場合は、その条件の制限を受けるものとする。
- 第4欄に、二以上の無線業務が同次の無線業務として記載されている場合、各無線業務の記載の順序は、相対的な優先順位を示すものではない。
- 第4欄中の脚注に記載された内容は、周波数の割当ての際の制限を示す。

第2表 27.5MHz-10000MHz

国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)
90-108	放送 J37A	放送用
108-170	(略)	(略)
170-205	放送 J37C	放送用
	移動 J58A	公共業務用 一般業務用
205-222	放送 J37A	放送用

国内周波数分配の脚注

J37A

放送業務(テレビジョン放送に限る。)によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。

J58A

移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月25日からとする。

1-5 メディア環境の高度化(放送)(イメージ)



現在の携帯端末イメージ

- ・画面サイズ ~3インチ
- ・画素数 QVGA (320×240=8万)
~VGA (640×480=30万)



(注) 上記の画像はいずれも320×240画素

2011年頃の携帯端末イメージ

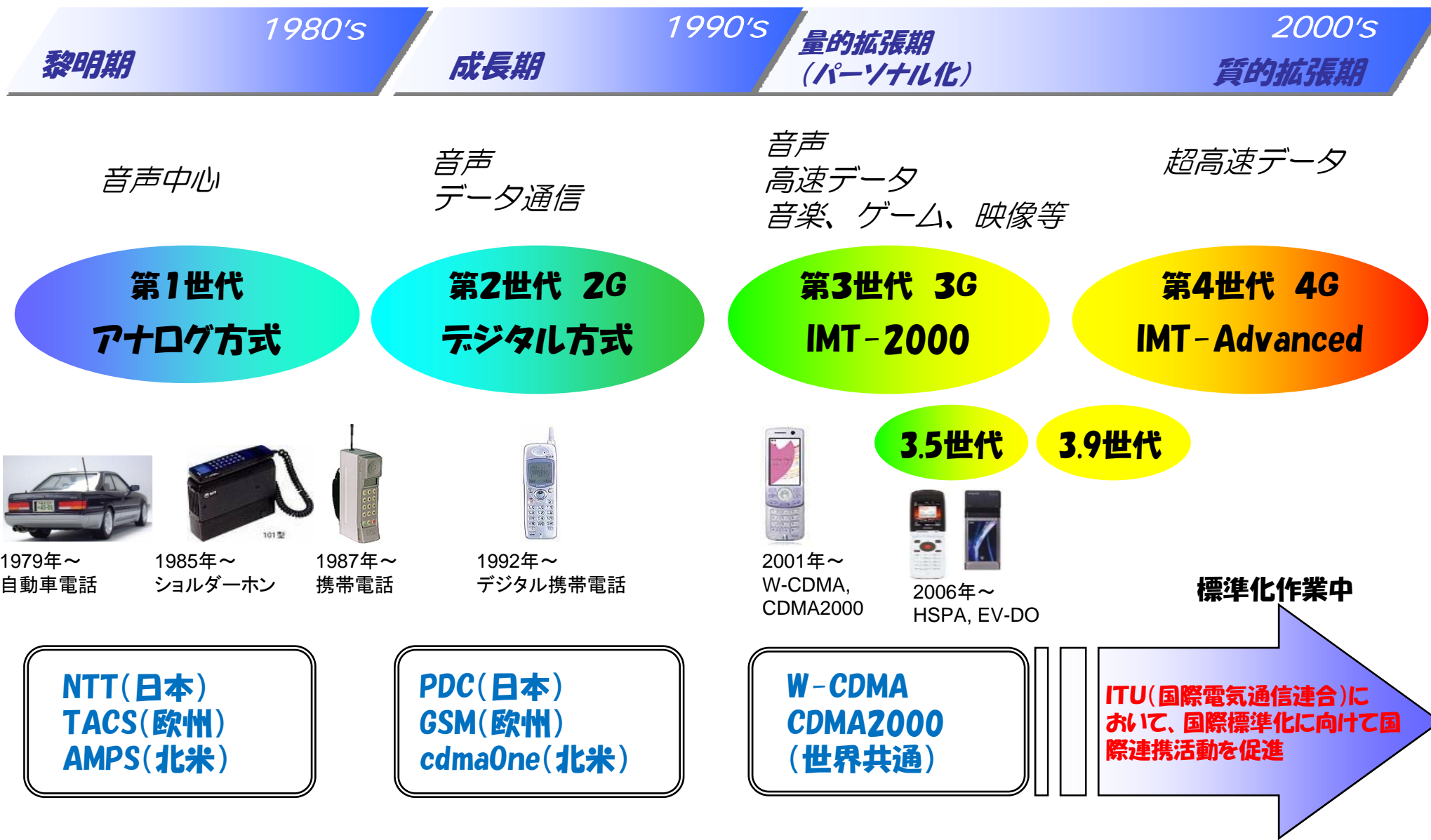
- ・画面サイズ ~4インチ (PDA等では7インチが一般化)
- ・画素数 ~WXGA (1280×768=100万)

		現在	2011年~2012年の状況
放送	BS放送	全国=12ch(一部有料)	・ch数増加
	CS放送	全国276ch	・主にHD
	有線テレビジョン放送	654事業者	・事業者数増加
	役務利用放送(有線)	19事業者	・事業者数及びch数増加
	地上テレビジョン放送	東京=9ch、地方=最少3ch ・デジタル化への移行期	東京=9ch、地方=最少3ch ・完全デジタル化
	地上ラジオ放送	東京=9ch、地方=最少5ch ・ワンセグ放送	・本放送の移動受信の実現 ・ワンセグ放送(独立利用)
通信		・音楽、静止画利用中心 ・動画サービスも提供	・動画サービスが高度化(注) ・動画サービスが多様化、高度化

携帯端末での視聴

(注) 屋外無線LAN(屋外で無線通信でデータの送受信をするLAN)、広帯域移動無線アクセスシステム等の普及により、屋外でのインターネットへのブロードバンドアクセスが一般化。

1-6 メディア環境の高度化(携帯電話)①



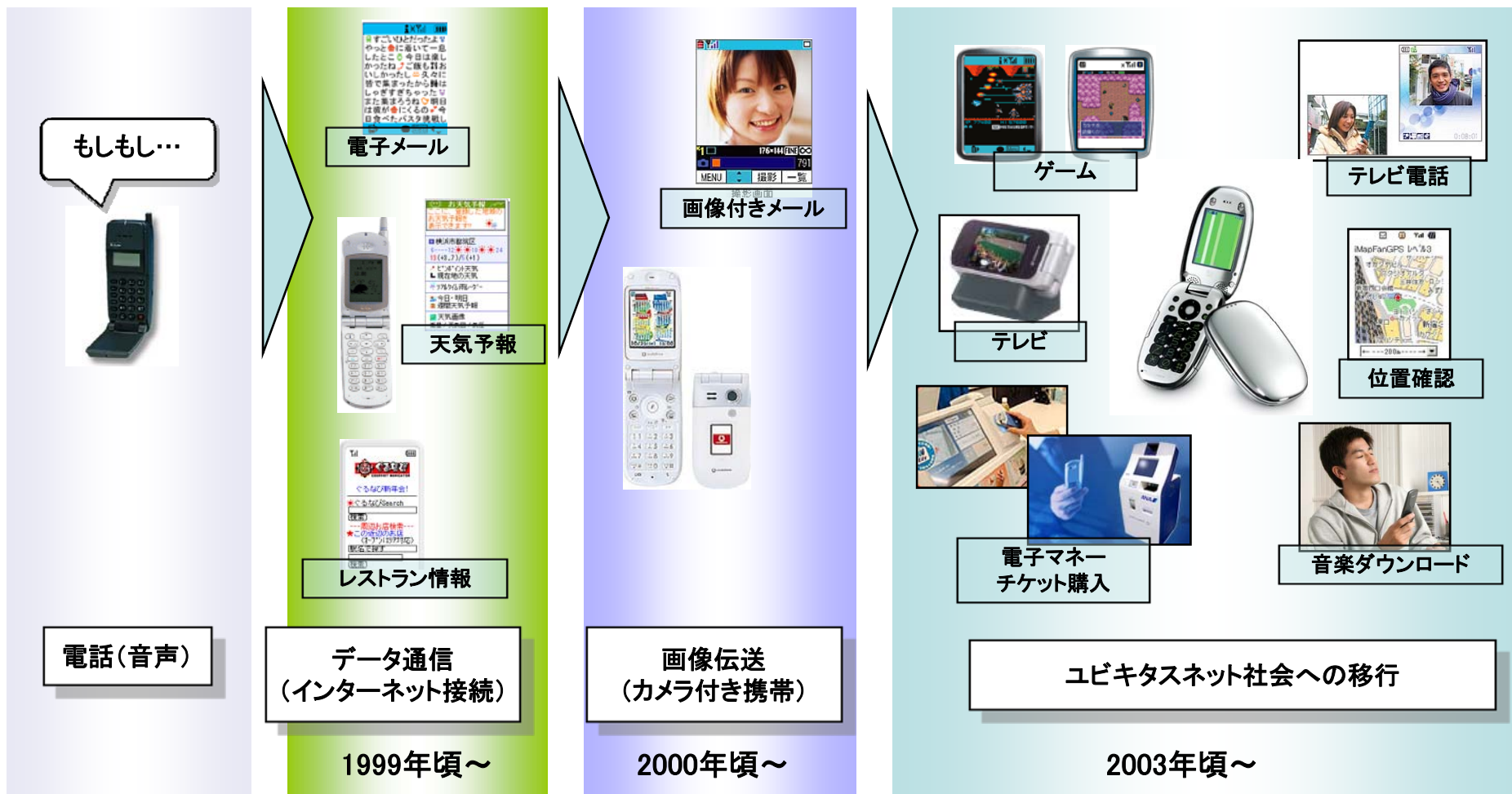
1-7 メディア環境の高度化(携帯電話)②

データ通信サービスが開始されて以後、
新しいアプリケーションが多様な携帯端末で実現。

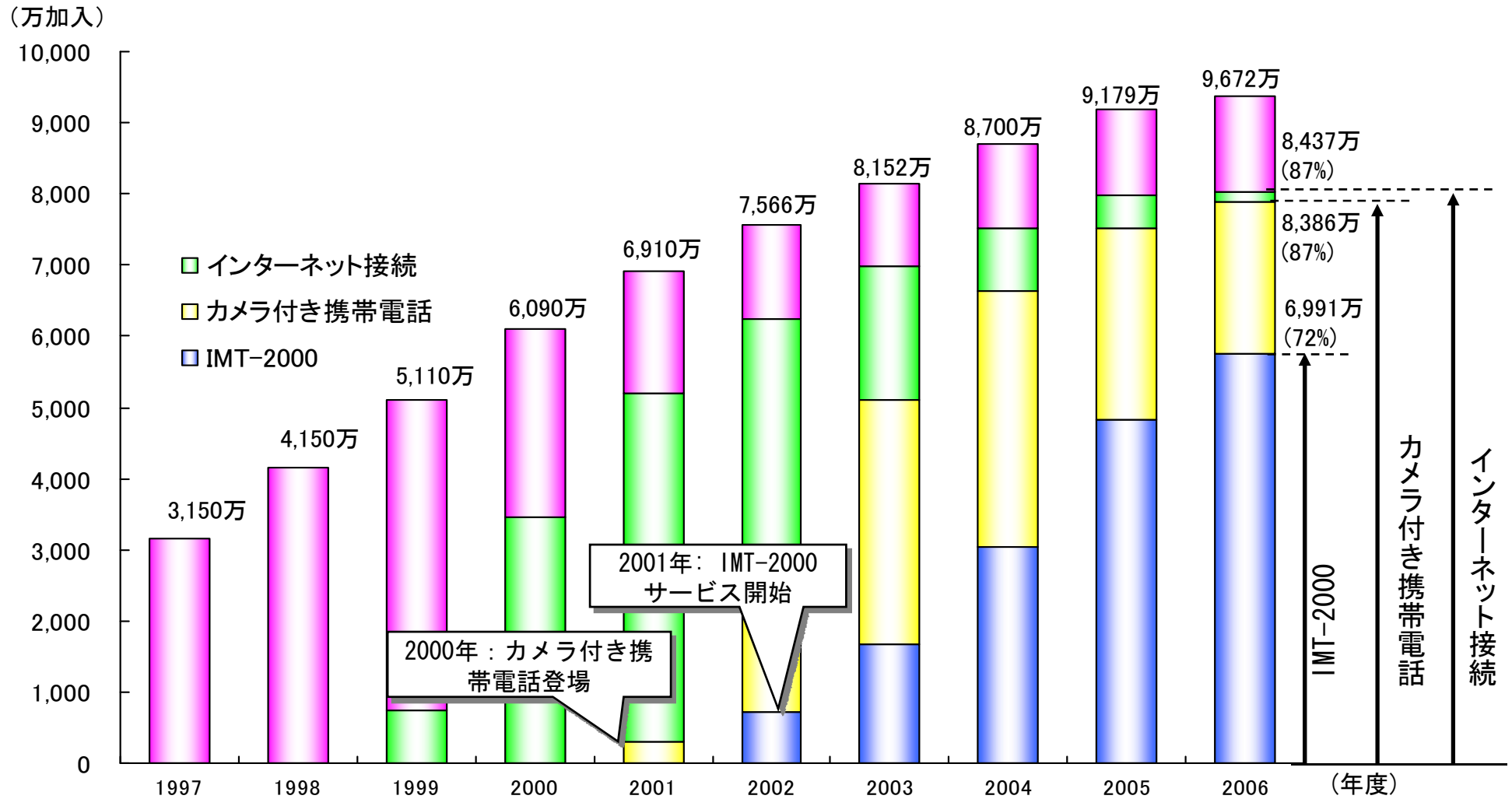
通信

情報処理

エンターテイメント



1-8 携帯電話の普及状況(加入数の推移)

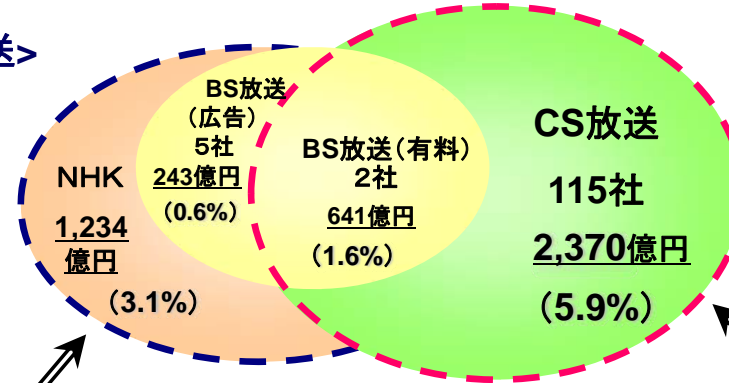


1-9 テレビジョン放送を取り巻く市場の概況

衛星放送

<総合放送>

<多チャンネル・専門放送>



地上放送

ケーブルテレビ

2006年度
放送メディア全体の収入
4兆0,278億円

在京キー局
5社
1兆2,828億円
(31.8%)

NHK
5,522億円
(13.7%)

ローカル局
114社
7,420億円
(18.4%)

準キー・中京局
8社
4,146億円
(10.3%)

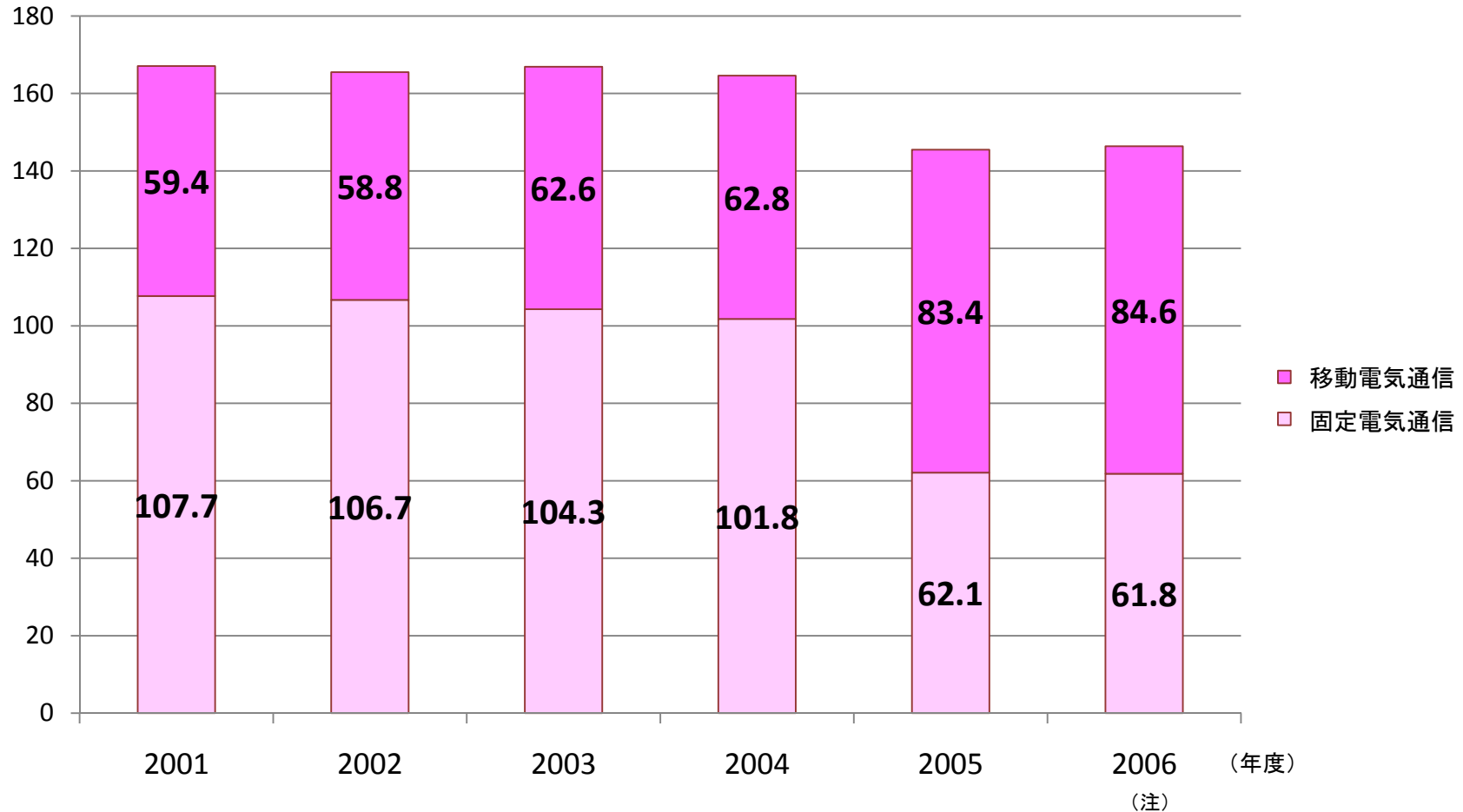
311社
4,050億円
(10.1%)

- 注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所がある。
- 注2 NHKを除く収入状況は、2006年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末日以外の事業者についても、2006年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。)
- 注3 地上放送のNHK分については、2006年度決算における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。
- 注4 放送大学学園を除く。
- 注5 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う許可施・営利法人のうちケーブル事業を主たる事業とする者311社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

1-10 電気通信事業の市場規模

- 2006年度の電気通信事業の市場規模は約14兆6千億円。
 - ・ このうち、固定電気通信が約6兆2千億円、移動電気通信が約8兆5千億円となっている。

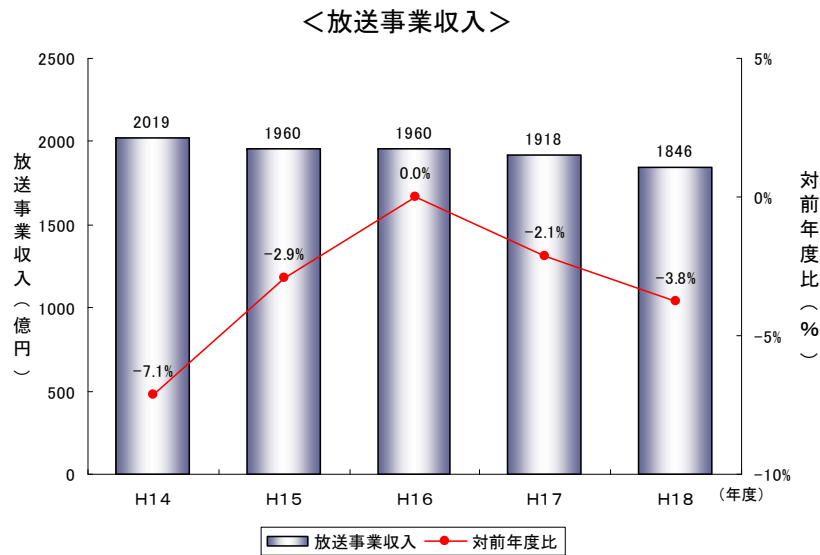
(千億円)



(注) 2006年度については見込み。

1-11 ラジオ事業者を取り巻く状況

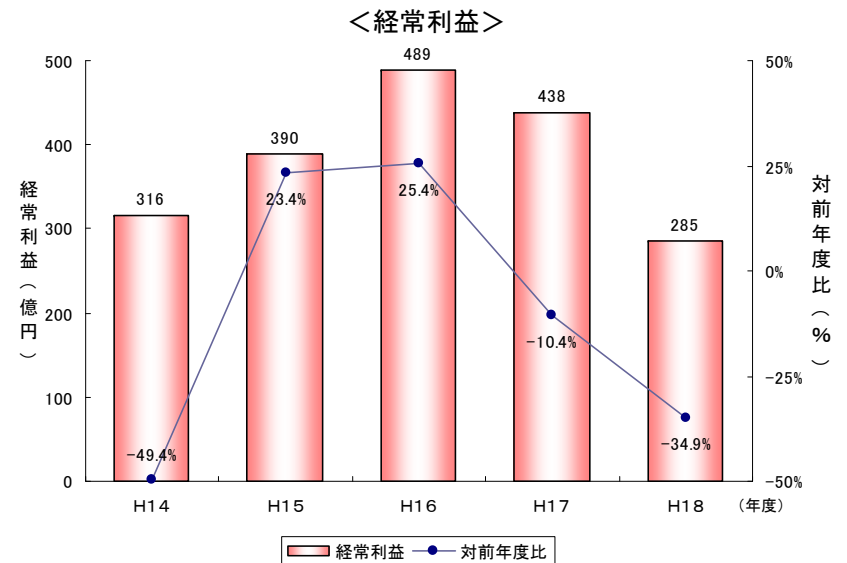
○ラジオ事業者(注1)のラジオ放送事業収入(注2)及び経常利益の推移



(出典) 「日本民間放送年鑑2007」より

(注1) ラテ兼営局、AM・FM・短波局

(注2) ラテ兼営局については、ラジオに係る放送事業収入のみ算入している。



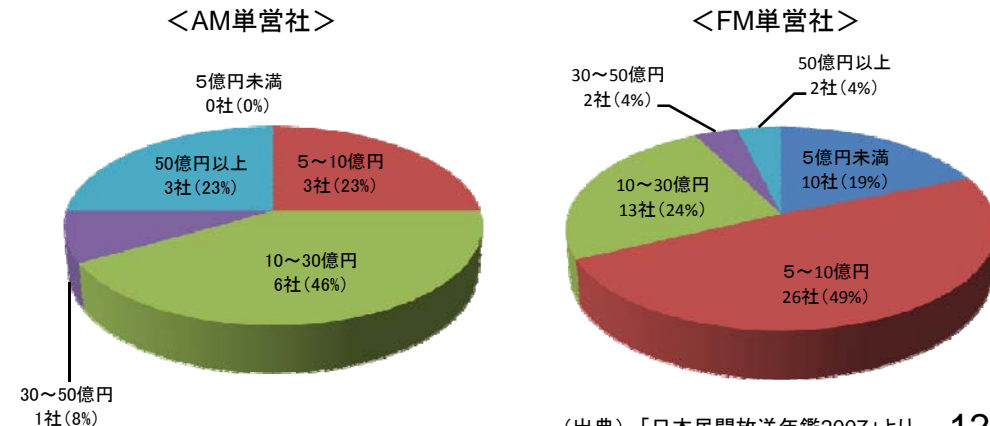
(出典) 「日本民間放送年鑑2007」より

○過去3カ年の経常損益が赤字の局数

		H16年度	H17年度	H18年度
テレビ	テレビ単営社(93社)	0社	1社	13社
	ラテ兼営社(34社)	0社	2社	5社
ラジオ	AM単営社(13社)	1社	4社	0社
	FM単営社(53社)	11社	11社	10社

(出典) 総務省調べ

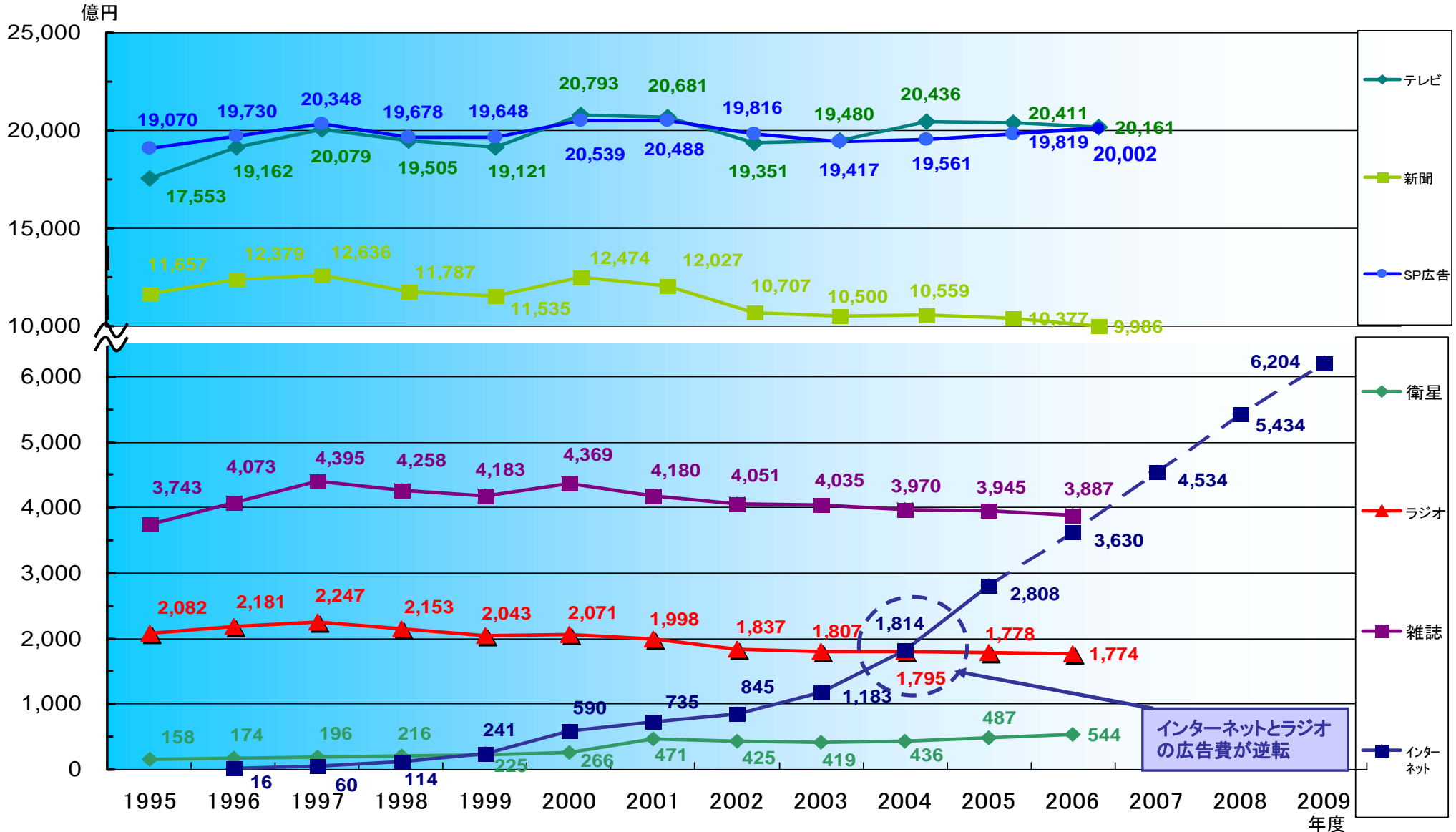
○事業収入規模別構成



(出典) 「日本民間放送年鑑2007」より

1-12 広告市場の推移・将来試算

2004年度にインターネットとラジオの広告費が逆転。予測では、2007年度にインターネットと雑誌の広告費が逆転。



注1 衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費

注2 SP(セールスプロモーション)広告…販売促進を目的とする短期的な広告

(出典:『情報メディア白書 2007』(電通総研)及び電通総研発表資料、電通ウェブサイトより作成)

1-13 各メディアの特性

各メディアのチャンネル数、視聴時間等

				チャンネル数	視聴時間・利用時間 (一日当たり、全国民平均)	視聴世帯数・ インターネット利用者数	年間家計支出								
テレビ	地上放送			NHK2ch+民放4ch程度 (東京:NHK2+民放6+放送大学1)	3時間44分	約5,000万世帯	放送視聴料 (公共放送受信料 及び 有料放送料金) 23,172円								
	衛星 放送	BS放送	アナログ	3ch	9分	約1,339万世帯 (BSデジタル放送の受信機出荷 台数(累計)3,379万台)									
			デジタル	HDTV 10ch SDTV 20ch (H19.12)		約413万世帯									
		CS放送(デジタル)		276ch											
	CATV (自主放送を行う許可施設)			—	—	約2,165万世帯(H19.12)									
ラジオ(地上放送) (コミュニティ放送、外国語放送、短波 放送を除く)				NHK3ch+民放2ch程度 (東京:NHK3+民放5+放送大学1)	35分	—	—								
(参考)インターネット				—	34分	約8,754万人 参考:契約件数 (H19.12) <table border="0"> <tr> <td>DSL</td> <td>1,313万件</td> </tr> <tr> <td>ケーブル</td> <td>383万件</td> </tr> <tr> <td>光</td> <td>1,133万件</td> </tr> <tr> <td>モバイル・インターネット</td> <td>8,963万件</td> </tr> </table>	DSL	1,313万件	ケーブル	383万件	光	1,133万件	モバイル・インターネット	8,963万件	インターネット 接続料 16,681円
DSL	1,313万件														
ケーブル	383万件														
光	1,133万件														
モバイル・インターネット	8,963万件														

注1「チャンネル数」、「視聴世帯数」のうち、時期を明示していないものは、平成20年2月末現在のデータ。

注2「視聴時間・利用時間」の放送については、「全国個人視聴率調査」(NHK放送文化研究所)の平成19年11月期の調査。

注3「地上放送」の「視聴世帯数」は、平成17年3月末の住民基本台帳等に基づく推計。

注4「BS放送」の「視聴世帯数」は、NHKの受信契約数。

注5「CS放送」の「視聴世帯数」はSKY PerfecTV!及びe2 by スカパー!!に係る数値の合計。

注6「CATV」には、電気通信役務利用放送の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の方式により放送を行っているものを含む。

注7「年間家計支出」については、総務省「家計調査」(平成18年度)に基づいた数値より、「インターネットの利用時間」は総務省「情報通信に関する現状報告」(平成18年)の数値より、「インターネット利用者数」は平成18年通信利用動向調査により、「契約件数」は電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を記載。